

大阪府環境保全活動補助金交付要綱等の改正について（案）

（平成 30 年度における審査に適用）

1 これまでの事業実績に係る規定の改正

（大阪府環境保全活動補助金交付要綱第 4 条関係様式第 4 の 2 号）

経緯

本補助金の交付を 3 回以上受けた実績のある団体については、その実績を評価するため、（様式 4 の 2 号）補助事業実績報告書の提出を求めている。一方、NPO 法において、事業報告書等は「作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日まで」となっており、団体は 6 年以上前の申請・実績報告書類を保管する義務がなく、様式の記載ができない場合がある。

改正案

過去 5 年度以内に本補助金の交付を 3 回以上受けた実績のある団体は、その事業実績について評価する。

交付要綱様式 改正後				改正前			
(様式第 4 の 2 号) 補助事業実績報告書				(様式第 4 の 2 号) 補助事業実績報告書			
	1 回目 (年度)	2 回目 (年度)	3 回目 (年度)		1 回目 (年度)	2 回目 (年度)	3 回目 (年度)
事業名				事業名			
事業計画				事業計画			
事業実績				事業実績			
事業の効果				事業の効果			
<p>※過去 5 年度以内の補助事業の直近 3 回分の 実績を記載すること。</p>							

2 本補助金交付を3回受けた実績のある団体の改正（審査基準 3 審査方法（2））

経緯

大阪府環境保全活動補助金交付要綱第4条関係様式第4の2号補助事業実績報告書の改正によるもの

改正案

本補助金の交付を3回以上受けた実績のある団体は、過去5年度以内に交付を受けた事業実績について評価する。

審査基準 改正後	改正前
3 審査方法 (1) (略) (2) 審査については、上記基準に基づき、応募のあった事業について、 <u>過去5年度以内において</u> 、「本補助金交付実績が3回未満の団体」「本補助金交付を3回受けた実績のある団体」それぞれに対し、次の項目ごとに5点の配点で行う。	3 審査方法 (1) (略) (2) 審査については、上記基準に基づき、応募のあった事業について、「本補助金交付実績が3回未満の団体」「本補助金交付を3回受けた実績のある団体」それぞれに対し、次の項目ごとに5点の配点で行う。

3 評価点の下限値の改正（審査基準 3 審査方法（4））

経緯

大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電事業補助金及び大阪府クールスポット拠点推進事業補助金の公募要領において、部会としての評価点が60点未満（100点満点）となった事業を採択しない基準を定めている。

改正案

本補助金の審査基準において、評価点15点の6割である9点を下限値とする。

審査基準 改正後	改正前
3 審査方法 (1) — (3) (略) (4) 審査にあたっては、評価点の下限値（ <u>評価点小計の6割である9点</u> ）を定め、その点数に満たないものは原則採択しないものとする。 また、委員に対して不正行為目的の接触を行った団体の事業については、審査対象から除外することとする。	3 審査方法 (1) — (3) (略) (4) 審査にあたっては、評価点の下限値（ <u>評価点小計の平均値8点</u> ）を定め、その点数に満たないものは原則採択しないものとする。 また、委員に対して不正行為目的の接触を行った団体の事業については、審査対象から除外することとする。